

# 船舶事故調査報告書

平成23年5月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 石川 敏 行  
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年10月14日（木） 06時26分ごろ
発生場所	北海道室蘭市チキウ岬東方沖 チキウ岬灯台から真方位100° 920m付近（概位 北緯42° 18.0′ 東経141° 0.7′）
事故調査の経過	平成22年10月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ベルーガ、17トン 240-45968北海道、株式会社エルム 19.00m×4.37m×1.39m、FRP ディーゼル機関、364.07kW、平成10年4月 B 漁船 第八 <sup>みょうじょう</sup> 明星丸、4.7トン HK3-126303（漁船登録番号）、個人所有 14.60m×2.98m×1.20m、FRP ディーゼル機関、265kW、平成14年12月16日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年2月7日 免許証交付日 平成22年6月30日 （平成28年2月6日まで有効） B 船長B 男性 32歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年11月28日 免許証交付日 平成19年12月20日 （平成25年11月27日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 5人（釣り客） B 軽傷 1人（甲板員B）
損傷	A 左舷外板に亀裂を伴う破口等 B 球状船首部脱落等
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客11人を乗せて、チキウ岬灯台から098°（真方位、以下同じ。）835m付近において、船首方位を陸岸に向く北西とし、漂泊して遊漁を行っていた。 船長Aは、左舷正横やや後方に、左舷側を見せて沖に向かって航行している2隻の漁船を認めたが、沖に向かって航行していたため、A船の船尾方を通過していくものと思い、その後、釣り客の対応に追われていたとき、

	<p>船体が揺れたので不審に思い、船首右舷方を見たところ、船尾を見せて離れていく漁船（以下「C船」という。）を認めた。</p> <p>船長Aは、A船の船尾方向を通過すると思っていたC船が、A船の船首方向を通過したのでおかしいと思って左舷側を見た際、左舷方約50～100m付近にA船に向けて接近するB船の船首部を認めた。</p> <p>船長Aは、衝突の危険を感じ、急いで操舵室に入り、電子ホーンを約2回鳴らすとともに機関を後進にかけ、約4～5m後退したところ、平成22年10月14日06時26分ごろ、チキウ岬灯台から100°920m付近で、A船の左舷船首部とB船の船首部が衝突するのを目撃した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、ほっき桁網漁の目的で、僚船であるC船の右舷後方を速力約11～12ノットで北東進していた。</p> <p>船長Bは、平日なので前路に遊漁船などはいないと思い、操舵室で操船に当たっていたとき、衝撃を感じた。</p> <p>船長Aは、釣り客の負傷模様及び船体の損傷状況を確認したのち、船舶所有会社と海上保安部に通報した。</p> <p>両船は、自力で室蘭市<sup>おしいなおし</sup>追直漁港に入港し、負傷者を病院に搬送したところ、A船の釣り客5人が打撲等と、甲板員Bが打撲と診断された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.3m</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、漂流中、クラッチを中立状態として船首部からシーアンカーを投じ、船尾部のスパンカーを展開していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は漂流中、B船は北東進中、チキウ岬東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船及びC船を初認した際、両船がA船の船尾方を航行していくものと思い込み、その後、釣り客の対応に追われたことから、見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、C船のほかに前路に他船はいないものと思い込んでいたこと、及びA船の存在に気付いていなかったことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、チキウ岬東方沖において、A船が漂流中、B船が北東進中、船長Aが見張りを行わず、また、船長Bが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したのと考えられる。</p>	